

平成 24 年 1 月 20 日

大分市長 釘宮 磐 殿

大分市清掃事業審議会
会長 吉岡 義正



答申書

大分市清掃事業審議会条例第二条の規定に基づき、下記の事項について答申
します。

記

- 1 資源ごみの持ち去り行為の禁止の適否について
当該行為を禁止することは、適当である。
- 2 「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の一部改正案について
原案は適当である。